

ときの音色 デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所・事業者の概要

(1) 名称名

事業所の名称	デイサービスセンターときの音色
介護保険事業所番号	2470506045
事業所所在地	〒514-1256 三重県津市中村町 745 番 25
事業所の補足事項	特別養護老人ホームときの音色に併設
電話番号・FAX番号	059-252-8020 ・ 059-252-8022
管理者氏名	池田 和弘
指定年月日	令和3年2月1日
法人種別及び名称	社会福祉法人 大和高原育成福祉会
法人代表者氏名	理事長 三浦 正志
法人設立年月日	平成10年11月3日

(2) 職員の概要(厚生労働省の定める基準人員です。基準以上の職員で運営しています。)

職種	職員数
管理者	1名
生活相談員	2名以上
看護職員	1名以上
介護職員	6名以上
機能訓練指導員	2名以上

2. サービスの提供日・時間・定員

一般型 35名	<ul style="list-style-type: none">・(月)～(土) 8:30～17:30・祝日は通常通り営業・日曜日、年末年始は定休日
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. サービス内容

種 類	内 容
送 迎	専用車両にて送迎を行います。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の身体状況に合わせた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
排泄の介助	利用者の身体状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。
入浴の介助	一般浴槽、あるいは特殊浴槽による入浴を提供します。 衣類の着脱、身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な支援・介助を行います。
相談および援助	利用者およびその家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
食事の介助	管理栄養士の立てる献立により、栄養豊富な食事内容と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

4. 利用料金

介護保険法では、要介護認定による介護度の程度によって利用料が異なります。基本料金・その他の加算・介護保険対象外の実費負担分については、料金表に基づき計算・加算いたします。

5. 体調不良時

利用中 37.5 度以上の発熱等、病院受診が必要と判断した場合、ご家族様へ連絡し状況により受診していただく場合があります。

6. 利用料金のお支払い方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し翌月 **中旬** に請求致します。その上で毎月 26 日(休日の場合は翌日)にご本人の金融機関口座より自動引落しさせていただきます。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、快適性・安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

- ①来訪者は、玄関カウンターの面会簿にご記入の上、職員に申し出下さい。
- ②来訪される場合、生鮮食品及び危険物の持ちこみは禁止致します。
- ③風邪や下痢等、感染性の病気の症状のある方はご遠慮下さい。

<貴重品等の管理>

貴重品や金銭を施設内に持ち込まれる場合は、事前に職員にご相談ください。あまりに高額であり、紛失の危険性が高いような場合には、お断りすることがあります。また、それらの管理は利用者、家族の責任にて行って頂きますようお願い致します。(携帯電話、PC、TV等の電化製品含む)

<日常生活援助>

- ① 集団生活のため、コロナウイルス、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症が発生する場合があります。

発生を未然に防ぐ対応は常に行っていますが、発生した場合は蔓延防止に努め、感染が拡大した場合には、保健所、行政の指導の下、対応をさせていただきます。

- ②入所利用中の事故について

転倒などによる骨折等の事故は未然に防ぐ努力をしています。しかし職員配置状況により1対1の対応が難しく、時に事故に至る可能性もあります。その際はご家族様に連絡し、随時状況を報告させていただきます。

<施設・設備の使用上の注意>

- ①故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにも係らず、施設設備を壊したり汚した場合は自己負担して頂く場合があります。

- ②当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。

- ③施設内での飲酒、喫煙は出来ません。

- ④施設内へのペットの持ち込み及び飼育は出来ません。

8. 非常災害対策

事業所は、「特別養護老人ホームときの音色消防計画」「業務継続計画（BCP）」並びに「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」に沿った対応を行うと共に、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、避難訓練等を実施するものとする。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待防止のための指針を整備すること。
- ③ 従事者に対し、虐待防止のための研修を実施すること。
- ④ 第 ③に掲げる（身体拘束廃止委員会・安全対策委員会）措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤ 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかにこれを

市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束等の廃止

事業所は、通所介護サービス及び介護予防通所型サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- 一 身体拘束廃止委員会を設置する。
- 二 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。
- 三 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

11. 感染症防止対策

事業所において感染症の予防及び蔓延防止のため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ③ 感染症に係る事業継続計画（BCP）を元に従業者に対して周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

12. 苦情処申し立て窓口

利用者または家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合は、いつでも施設苦情担当者に苦情を申し立てる事が出来ます。

利用者または家族は、介護保険法に従い市町村及び国民健康保険連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。

利用者または家族は苦情申し立てを行った場合に、これを理由として差別待遇は致しません。

<苦情相談窓口>

苦情受付担当者 池田・奥村・中川・谷

苦情解決責任者 池田 和弘

電話番号 059-252-8020

<行政機関その他苦情受付機関>

・三重県福祉サービス運営適正化委員会

電話（059）224-8111

- ・津市介護保険課 電話 (059) 229-3149
- ・三重県国民健康保険団体連合会 (苦情処理係) 電話 (059) 222-4165